

## 令和 7 年 1 2 月（第 4 回）定例会 議会運営委員会 委員長報告

ただいま議題となりました議案第 129 号 宇都市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、付託されました議会運営委員会の審査の結果 及び 審査の概要を御報告申し上げます。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を踏まえて、市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるものであります。

その内容としては、期末手当の支給率を 0.05 月分引き上げて、令和 7 年度は 12 月期に加算し、令和 8 年度は、年間 3.5 月の支給率を 6 月期及び 12 月期で均等に按分するものです。

改正による影響額は、年間約 80 万円が見込まれております。

また、この条例の施行日 及び 適用日は、令和 7 年 12 月期分については、公布の日を施行日として、適用日を令和 7 年 12 月 1 日までさかのぼり、令和 8 年 6 月期以降分については、施行日、適用日とも令和 8 年 4 月 1 日とするものです。

本案については、審査の結果、全会一致をもって、本日お手元の委員会審査報告書に記載のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の概要については、本席から特に御報告申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願ひいたしまして、議会運営委員会の報告を終わります。